

別記（原文のまま記載）

環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況及び事業の内容を考慮し、選定した項目について現況を調査し、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測及び評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 1(1)～(4)に示すとおりである。

表 1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論																																										
大気汚染 工事後	<p>ア 施設の稼働に伴う排出ガス (ア) 定量予測項目 a 長期平均濃度 煙突排出ガスによる影響を付加した予測最大濃度は以下の表に示すとおりであり、各項目とも評価の指標を下回る。 また、施設の稼働に伴う寄与率は 13.2～85.0%、最大着地濃度出現地点は、計画地南側約 20m の位置である。</p> <table border="1" data-bbox="491 562 1388 797"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>年平均値</th> <th>日平均値 注1</th> <th>評価の指標 注2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化いおう (ppm)</td> <td>0.0096</td> <td>0.022</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.0447</td> <td>0.096</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.0333</td> <td>0.057</td> <td>0.06</td> </tr> <tr> <td>水銀 (μg/m³)</td> <td>0.0174</td> <td>—</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>塩化水素 (ppm)</td> <td>0.0093</td> <td>—</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>ダウイキソ類 (pg-TEQ/m³)</td> <td>0.2539</td> <td>—</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 日平均値は、二酸化いおう、浮遊粒子状物質は日平均値の2%除外値、二酸化窒素は日平均値の年間98%値である。 注2) 二酸化いおう、浮遊粒子状物質、二酸化窒素は日平均値、塩化水素、ダウイキソ類、水銀の評価は、年平均値と評価の指標を比較した。</p> <p>b 短期平均濃度 短期平均濃度の気象条件として、大気安定度不安定時、逆転層発生時、ダウンウォッシュ発生時を行ったところ、ダウンウォッシュ発生時が最も高濃度となった。ダウンウォッシュ発生時の施設の稼働に伴う予測最大濃度は、以下の表に示すとおりであり、このときの気象(大気安定度A, B, Dの風速1.5m/s及び大気安定度Fの風速1.4m/s)の年間出現頻度は149回、出現割合は1.7%、最大着地濃度の出現地点は、煙突から風下20mの敷地境界付近である。</p> <table border="1" data-bbox="587 1223 1292 1458"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>短期平均濃度 (1時間値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化いおう (ppm)</td> <td>0.0312</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.1692</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.0366</td> </tr> <tr> <td>水銀 (μg/m³)</td> <td>0.0796</td> </tr> <tr> <td>塩化水素 (ppm)</td> <td>0.0417</td> </tr> <tr> <td>ダウイキソ類 (pg-TEQ/m³)</td> <td>1.4926</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 定性予測項目 乾燥施設の稼働に伴い廃棄物に含まれる特定有害物質^{※1}は、熱分解装置及びバグフィルターにより分解・除去して煙突頂上より放出する。 また、受入れ廃棄物や処理済物の保管は、原則建屋内で行い、建屋内は負圧管理するとともに、搬出入車両の出入り口は高速シャッターを設置することで、揮発性有害物質等^{※2}の漏洩を防止する。負圧管理による吸引した空気は、バグフィルター及び活性炭吸着塔により処理する。これらの保全対策の実施により、本事業の実施による周辺環境に与える影響は小さい。</p>	項目	年平均値	日平均値 注1	評価の指標 注2	二酸化いおう (ppm)	0.0096	0.022	0.04	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0447	0.096	0.1	二酸化窒素 (ppm)	0.0333	0.057	0.06	水銀 (μg/m ³)	0.0174	—	0.04	塩化水素 (ppm)	0.0093	—	0.02	ダウイキソ類 (pg-TEQ/m ³)	0.2539	—	0.6	項目	短期平均濃度 (1時間値)	二酸化いおう (ppm)	0.0312	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.1692	二酸化窒素 (ppm)	0.0366	水銀 (μg/m ³)	0.0796	塩化水素 (ppm)	0.0417	ダウイキソ類 (pg-TEQ/m ³)	1.4926
	項目	年平均値	日平均値 注1	評価の指標 注2																																							
二酸化いおう (ppm)	0.0096	0.022	0.04																																								
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0447	0.096	0.1																																								
二酸化窒素 (ppm)	0.0333	0.057	0.06																																								
水銀 (μg/m ³)	0.0174	—	0.04																																								
塩化水素 (ppm)	0.0093	—	0.02																																								
ダウイキソ類 (pg-TEQ/m ³)	0.2539	—	0.6																																								
項目	短期平均濃度 (1時間値)																																										
二酸化いおう (ppm)	0.0312																																										
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.1692																																										
二酸化窒素 (ppm)	0.0366																																										
水銀 (μg/m ³)	0.0796																																										
塩化水素 (ppm)	0.0417																																										
ダウイキソ類 (pg-TEQ/m ³)	1.4926																																										

※1：土壤汚染対策法で定める揮発性有機化合物に係る第一種特定有害物質(四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、ベンゼン)、重金属等に係る第二種特定有害物質(カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物)、農薬等に係る第三種特定有害物質(シマジン、チオベンカルブ、チアム、ポリ塩化ビフェニル、有機りん化合物)のうち、取り扱いを行わないポリ塩化ビフェニル及び定量予測を行った水銀を除く物質を示す。

※2：土壤汚染対策法で定める揮発性有機化合物に係る第一種特定有害物質(四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、ベンゼン)及び水銀であり、常温状態で汚染土壌から揮発する物質と粉じんを示す。

表 1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論												
<p>大気汚染</p> <p>工事の完了後</p>	<p>イ 搬出入車両の走行に伴う排出ガス 計画地周辺は、工業専用地域であるため、予測地点は走行ルート of 計画地最寄りであり、保全対象が存在する位置とした。予測値は以下の表に示すとおりであり、各項目とも評価の指標を下回る。また、搬出入車両の走行による寄与率はそれぞれ 0.01%、0.34%であることから本事業による搬出入車両の影響は小さい。</p> <table border="1" data-bbox="491 524 1388 622"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>年平均値</th> <th>日平均値^{注1}</th> <th>評価の指標^{注2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.023</td> <td>0.053</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.035</td> <td>0.058</td> <td>0.06</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 日平均値は、浮遊粒子状物質は日平均値の2%除外値、二酸化窒素は日平均値の年間98%値である。 注2) 評価は、日平均値と評価の指標を比較した。</p>	項目	年平均値	日平均値 ^{注1}	評価の指標 ^{注2}	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.023	0.053	0.1	二酸化窒素 (ppm)	0.035	0.058	0.06
項目	年平均値	日平均値 ^{注1}	評価の指標 ^{注2}										
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.023	0.053	0.1										
二酸化窒素 (ppm)	0.035	0.058	0.06										
<p>悪臭</p> <p>工事の完了後</p>	<p>ア 乾燥施設の煙突から拡散する悪臭 最大着地濃度地点における予測濃度(臭気指数10未満)は、評価の指標として設定した悪臭防止法及び東京都環境確保条例の規制基準を下回る。</p> <p>イ 受入れピットから漏洩する悪臭 埋設廃棄物等の受入及び保管は、負圧管理された屋内で行い、吸引した空気をバグフィルター及び活性炭吸着塔により処理することにより、廃棄物及び処理済物、施設から漏洩する臭気の影響は小さい。</p>												
<p>騒音・振動</p> <p>工事の完了後</p>	<p>ア 施設の稼働に伴う騒音、振動、低周波音</p> <p>(ア) 騒音 計画地敷地境界における騒音レベルの最大値は、敷地境界北西側で63dBと予測された。 計画地周辺は、工業専用地域であり「騒音規制法」及び「環境確保条例」の適用を受けない地域であるが、評価の指標とした「環境確保条例」に定める工場及び指定作業場に適用する騒音の規制基準に準拠した自主管理値(70dB)を下回る。</p> <p>(イ) 振動 計画地敷地境界における振動レベルの最大値は、北側及び東側敷地境界で59dBと予測された。 計画地周辺は、工業専用地域であり「振動規制法」及び「環境確保条例」の適用を受けない地域であるが、評価の指標とした「環境確保条例」に定める工場及び指定作業場に係る振動の規制基準に準拠した自主管理値(65dB)を下回る。</p> <p>(ウ) 低周波音 G特性音圧レベルの予測結果は、東側敷地境界付近で最大89dBであり、ISO 7196に示された感覚閾値である超低周波音(1~20Hz)を感じるレベル(G特性音圧レベルで100dB)をすべての地点で下回る。また、F特性音圧レベルの予測結果は、建具のがたつき閾値レベル(5Hz~50HzにおけるF特性音圧レベル)に対して、東側敷地境界付近で16Hzの、北側敷地境界付近で5Hzの超低周波音において閾値を上回る。 しかし、計画地は工業専用地域内であり、周囲も同様のスーパーエコタウン事業に係る事業所が立地し、周辺には住居施設は存在していないことから、建屋外壁の遮音性能及び剛性を高める対策に加え、設備機械の適正な運転管理を行うことで、十分な環境保全を図ることができるものと評価する。</p> <p>イ 搬出入車両の走行に伴う騒音、振動</p> <p>(ア) 騒音 搬出入車両の走行に伴う騒音レベルの予測結果は、昼間75dB、夜間70dBであり、評価の指標とした環境基準を超過するが、現況値に対する増加レベルは0.1dB以下であり、搬出入車両の走行に伴う影響は少ないと考える。</p>												

表 1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目		評価の結論
騒音・振動	工事の完了後	(イ) 振動 搬出入車両の走行に伴う振動レベルの予測結果は、昼間 50dB、夜間 46dB であり、評価の指標とした要請限度を下回る。
水質汚濁	工事の完了後	ア 施設の稼働に伴う洗浄水等の地下浸透による地下水水質及び公共用水域への影響 洗浄施設及び排水処理施設は、廃棄物及び汚染土壌の洗浄過程で発生する汚濁水（洗浄水）が漏れることのないよう、すべて防水加工した防液堤で囲まれた場所に設置し、処理後の洗浄水を貯留する排水槽は水密性の高いコンクリート構造とし、表面を塗膜防水とするとともに定期的に漏水の点検を実施する。さらに、敷地内の地下浸透は周囲に設ける緑地のみとし、それ以外は地下浸透しない舗装であり、舗装面の雨水処理については、適正に処理して放流することから、洗浄水等の地下浸透はない。 したがって、洗浄水等の地下浸透による地下水水質及び公共用水域への影響について、評価の指標を満足する。
地盤	工事中	ア 地盤の変形の範囲及び程度 掘削深度 G.L. -1.0m を超える部分は、親杭横矢板工法・シートパイル自立工法による山留めを行い、地下水の揚水は、シートパイルで囲まれた区画内とする。このため、掘削及び地下水のくみ上げによる周辺地盤への影響は小さく評価の指標を満足する。 イ 地下水の水位及び流況の変化の程度 地下水と接触する範囲の掘削は、難透水層までシートパイル自立工法とし、シートパイルで区画された範囲内の地下水を排水することから、地下水の遮断及び揚水による影響は限定的であり、地下水の水位の変化及び流況の変化は小さく評価の指標を満足する。
	工事の完了後	ア 地下水の水位及び流況の変化の程度 地下構造物は、地盤面から G.L. -1～-4m 程度に設置する。地下水の流動性が高い埋土層は、城南島全体で地盤面から G.L. -10m 程度であることから、地下水の水位の変化及び流況の変化は小さい。また、基礎杭は、深度約 G.L. -70m の上総層群高砂層 (Tas) を支持層として構築されるが、杭の設置による地下水の流況の変化は小さく評価の指標を満足する。 イ 液状化のおそれの程度 液状化のおそれの程度については、軽微な範囲に収まることから、液状化のおそれはないため倒壊などの周囲への影響はないと評価する。
水循環	工事中	ア 地下水の水位、流況の変化の程度 掘削作業に当たっては、掘削部の周囲を鋼製矢板で難透水層である有楽町層上部の粘性土層 (Yuc) まで挿入し、被圧水を遮断する。 掘削範囲内において、一時的に地下水をくみ上げるが、掘削範囲が局所的であり、掘削深さは最大 G.L. -4m 程度であることから地下水を遮断することもなく、計画地周辺の地下水位の変化は小さく影響を及ぼすことはない。 したがって、計画地周辺の地下水の水位、流況の変化の程度は、評価の指標を満足する。
	工事の完了後	ア 地下水の水位、流況の変化の程度 地下構造物は地盤面から G.L. -1～-4m 程度に設置する。地下水の流動性が高い埋土層は、城南島全体で地盤面から G.L. -10m 程度であることから、地下構造物の存在に伴う地下水の水位、流況の変化の程度は小さく評価の指標を満足する。 イ 表面流出量の変化の程度 表面流出量については、緑地部分による浸透域及び雨水流出抑制施設を設置し 175.9m ³ の計画雨水流出抑制量を確保する。 したがって、雨水の表面流出量は少なく評価の指標を満足する。

表 1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論	
景観	工事の完了後	<p>ア 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度 計画地の周辺は、東京都のスーパーエコタウン事業として、複数の廃棄物処理施設が立地する臨海部の景観構成になっている。 計画建築物は、「東京都景観計画」、「大田区景観計画」等に基づき、臨海地域全体の調和に配慮したデザインとする計画であるため、産業促進市街地の景観特性に適合する。また、敷地の外周部を植栽することにより、周辺の公園等の緑と連続性をもたせることから、地域景観の特性に大きな変化はなく、評価の指標を満足する。</p> <p>イ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 京浜島つばさ公園及び城南島海浜公園から、計画建物を視認することができるが、計画建物の形状、意匠及び色彩は、周辺の建築物と類似しており、周辺の景観との調和が図られている。 したがって、代表的な眺望地点からの眺望に大きな変化はなく、評価の指標を満足する。</p>
廃棄物	工事の施行中	<p>ア 建設発生土及び建設汚泥の発生量、建設廃棄物の発生量 施設の建設工事により、建設発生土及び建設汚泥が発生するが、再利用可能な建設発生土及び建設汚泥は一部を埋め戻し等に用いて有効利用し減量化を図るとともに、計画地以外での有効利用を図る。残りは産業廃棄物処理施設へ搬出し、再生利用及びリサイクルを図るなど適切に処理・処分する。 建設廃棄物については、分別を徹底し可能な限り再資源化を図ることにより、建設廃棄物の減量化に努める。 また、再資源化できない建設廃棄物については、適切に処理処分を行い、適切に処理を行っている事実を産業廃棄物管理票（マニフェスト）により確認する。 したがって、評価の指標である関係法令等に示される事業者の責務に基づく廃棄物の抑制を図ることを満足する。</p>
	工事の完了後	<p>ア 施設の稼働に伴う処理済物の種類及び排出量、再資源化量、再資源化率 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守して、処理済物は、リサイクル業者、建設業者、セメント製造施設等に出荷され、再資源化率は 90.5%と予測される。 脱水汚泥及び選別土壌（汚染土壌）についても、セメント製造施設や土壌処理施設に出荷し再資源化を図ることにより、管理型最終処分場への搬出量を最小限に抑えられる。 したがって、廃棄物の適正な処理、リサイクル率の向上を図ることから、評価の指標である関係法令等に示される事業者の責務に基づく廃棄物の抑制を図ることを満足する。</p>
温室効果ガス	工事の完了後	<p>ア 温室効果ガスの排出量及びその削減の程度 本施設の稼働により、電気及び都市ガスの使用によって 12,852 t-CO₂/年の温室効果ガスが排出されると予測するが、乾燥施設の余熱回収及び太陽光発電により、1,181 t-CO₂/年の温室効果ガスの削減が見込まれる。 また、事業の実施にあたっては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に示される事業者の責務である温室効果ガスの排出の抑制措置、「環境確保条例」に示される地球温暖化の対策の推進を実施していく。 したがって、施設の稼働に伴う環境への温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量及びその削減の程度は、評価の指標とした「地球温暖化対策の推進に関する法律」に示される事業者の責務、「環境確保条例」に示される事業者の責務等を満足する。</p>